

京都大学大学文書館利用等要項案 新旧対照表

別紙11

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>(移管元の組織等の利用)</p> <p>第27 国立大学法人京都大学(以下第3.2第2項において「本学」という。)の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために特定歴史公文書等の利用を申し出る場合には、身分証の提示とともに、所定の利用申込書の提出を求めた上で、これに応じるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[第28 略]</p> <p>(保存及び利用の状況の報告等)</p> <p>第29 大学文書館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、法第26条に定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 大学文書館長は、前項の報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p><u>(紛失等への対応)</u></p> <p>第30 <u>大学文書館長は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>大学文書館長は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>3 大学文書館長は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するもの</p>	<p>(移管元の組織等の利用)</p> <p>第27 国立大学法人京都大学(以下第3.1第2項において「本学」という。)の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために特定歴史公文書等の利用を申し出る場合には、身分証の提示とともに、所定の利用申込書の提出を求めた上で、これに応じるものとする。</p> <p>2・3 [同左]</p> <p>[第28 同左]</p> <p>(保存及び利用の状況の報告等)</p> <p>第29 大学文書館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、法第26条に定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 大学文書館長は、前項の報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p>	<p>「紛失等への対応」条項の追加による条ズレ修正に伴い、修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正案に基づき追加するもの。</p>

<p>とする。</p> <p>(利用等要項の備付等)</p> <p>第31 この要項は、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表し、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(研修の実施)</p> <p>第32 大学文書館は、その職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学文書館は、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>3 大学文書館は、前2項の研修の実施に当たっては、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとし、研修を実施したときは、研修計画の改善その他歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、その効果の把握に努めるものとする。</p> <p>(実施規程)</p> <p>第33 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、大学文書館長が定める。</p>	<p>(利用等要項の備付等)</p> <p>第30 この要項は、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表し、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(研修の実施)</p> <p>第31 大学文書館は、その職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学文書館は、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>3 大学文書館は、前2項の研修の実施に当たっては、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとし、研修を実施したときは、研修計画の改善その他歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、その効果の把握に努めるものとする。</p> <p>(実施規程)</p> <p>第32 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、大学文書館長が定める。</p>	<p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>
--	--	--